

## 浜松市天竜壬生ホール寄託楽器に関する内規

- 1 浜松市天竜壬生ホール(以下「天竜壬生ホール」という。)に楽器等を寄託しようとする者は、あらかじめ天竜壬生ホール楽器等寄託申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、受託すると決定したときは、天竜壬生ホール楽器等受託証(第2号様式)を交付する。
- 3 受託物は、特別の場合のほか天竜壬生ホール所管の備品と同一の取扱いをする。
- 4 受託物は、楽器等受託証と引換えに返還する。
- 5 楽器等の寄託及び返還に要する費用は、寄託者の負担とする。
- 6 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、指定管理者はその責めを負わない。
- 7 第三者が受託物を使用するときは、あらかじめ天竜壬生ホール受託物使用申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 8 指定管理者は、受託物の使用を承諾したときは、天竜壬生ホール受託物使用承諾証(第4号様式)を交付する。
- 9 使用料は、無料とする。

### 附 則

この内規は、平成17年7月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

## 浜松市天竜壬生ホール楽器等寄託申請書

年 月 日

(あて先)

指定管理者

住 所  
(所在地)

申 請 者  
団 体 名  
(又は氏名)  
電 話 番 号

下記のとおり、楽器等を寄託したいので申請します。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 寄託物件 |                 |
| 寄託期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 寄託理由 |                 |
| 備 考  |                 |

第2号様式

浜松市天竜壬生ホール楽器等受託証

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで寄託の申込みがあった下記物件を受託します。

|  |                   |
|--|-------------------|
| 受託物件   |                   |
| 受託期間   | 年 月 日から平成 年 月 日まで |
| <b>【受託条件】</b>  |                   |
| <b>【その他条件】</b><br>天竜壬生ホール条例、同施行規則並びに職員の指示事項を守ってください。 |                   |

浜松市天竜壬生ホール受託物使用申請書

年 月 日

(あて先)

指定管理者

住 所

(所在地)

申請者

団 体 名

(又は氏名)

電 話 番 号 ( )

下記のとおり、受託物の使用をしたいので申請します。

|      |   |
|------|---|
| 使用物件 |   |
| 使用期間 | <p>年 月 日 午前・午後 時 から</p> <p>年 月 日 午前・午後 時 まで</p> |
| 使用理由 |   |
| 備 考  |   |

第4号様式

浜松天竜壬生ホール受託物使用承諾証

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで受託物使用の申込みがあった下記物件の使用を承諾します。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 使用物件 |                                      |
| 使用期間 | 年 月 日 午前・午後 時 から<br>年 月 日 午前・午後 時 まで |

受託物使用条件

- 1 天竜壬生ホール条例、同施行規則及び係員の指示事項を守ってください。
- 2 使用物件を大切に使用し、万一破損したときは、遅滞なくその旨を報告し、指示を受けること。修理等に要する費用は、使用者において弁償すること。
- 3 使用物件は整理・整頓して収納すること。
- 4 使用物件は、天竜壬生ホール施設内で使用すること

その他条件